

四万十ブランド認証ルール

平成29年1月

公益財団法人四万十川財団

四万十ブランド認証ルール概要

1 認証ルールの基本

広く四万十川とかかわりをもつ者は、四万十川の大いなる恵みに思いをめぐらし、日本最後の清流にふさわしい環境の保全と保護をはかり、その名とともに後世にわたって四万十川を守り育てる。

全国の人々から信頼され高く評価されている四万十川の名を利用して経済活動をしている者は、この名が流域に暮らす住民のかけがえのない共有財産であることを深く認識し、その活動を通じて信頼性の向上に努める。

四万十ブランド認定委員会は、四万十川の名を経済活動や環境保護・保全のブランド名として確立するため、定めたルールに基づき流域の商品を認証し、「四万十ブランド認証品」の認証マークを表示することを認める。

2 認証基準

認証を受けようとする商品は(1)、(2) および (3) のすべての基準を満たすこと。さらに農作物は (4) を、加工食品は (5)の基準を満たすこと。

- (1) 四万十川の流域内で生産や加工などが行われた原材料を使用していること。
- (2) 流域内に住所や事業所などの生産現場があること。
- (3) 商品の生産の過程や工程などで四万十川やその流域を保全するための具体的で効果的な対策に取り組んでいること。
- (4) 農作物については、JAS 法や高知県無農薬・減農薬農産物認証基準の認定、認証を受けていること。または、それらに準じた栽培をしていること。
- (5) 加工食品については、四万十ブランド認定委員会〈認定委員会〉の指定する食品添加物を使用しないこと。

3 認証期間

認証期間は、認証契約を結んだ日(契約日) から3年間とする。

4 申請方法

申請者は、このルールに定める申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添えて公益財団法人四万十川財団理事長(財団理事長)に提出すること。

- (1) 1年間の生産・販売の計画書(販売金額と販売数量を記載したもの)
- (2) 申請商品の原材料(の一部または全部)が四万十川流域内で生産されていることを証明できる書類
- (3) 認証期間内は原材料の調達が見込めることを説明できる書類
- (4) 申請商品を紹介し説明する書類
- (5) 商品サンプル(見本)の提出
- (6) その他認定委員会が必要と認める書類

5 審査と通知

- (1) 審査は、申請者から提出された書類に基づき、認定委員会委員長(委員長)が会議を招集して行う。なおその結果は財団理事長に報告する。
- (2) 財団理事長は、(1)の報告により申請商品がこのブランドにふさわしいと認められた申請者(認証者)に認証通知書と認証契約に必要な書類を送信する。なお認められない場合はその理由を通知する。

6 認証契約の締結

- (1) 認証者は、通知書記載の期日までに「四万十川との約束」と「四万十ブランド認証契約書」に署名・押印して財団理事長に提出すること。
- (2) 財団理事長は、(1)の契約手続き終了後、契約日を記入し押印して認証者に返送する。

7 認証シール等の管理方法

- (1) 認証者は、認証シール、認証マークを印刷した商品ラベルなど（認証シールなど）の使用状況を正確に記録し、その受払簿（1ヶ月締め）を作成すること。なおこの受払簿は、認証期間中は適正に管理すること。
- (2) 認証者は、契約日から1年間が経過したときは、その日から1ヶ月以内に申請時に提出した計画書に対応する実績報告書を財団理事長に提出すること。なお2年間及び3年間が経過したときも同様とする。
- (3) 財団理事長は、認証者の請求により契約日を初日とする1年間の販売数量に見合う枚数の認証シールを無償で貸与する。
- (4) 認証者は、この契約が満了したとき、または生産や販売を中止したとき、その管理する認証シールなどが残っている場合は、これを廃棄すること。ただし、(3)により貸与された認証シールが残っている場合は、財団理事長に返却すること。

8 商品名等の変更

- (1) 認証者は、次の項目に該当する行為をしようとするときは、その日の1ヶ月前までに必ず届け出ること。
 - ① 原材料の変更
 - ② 商品の名前や内容(商標を含む。)の変更
 - ③ 認証者の変更
 - ④ 事業の譲渡
 - ⑤ 商品の生産の中止
 - ⑥ 認証の辞退
- (2) 認定委員会は、(1)の①、②、③、④の変更内容を審査する。ただし、軽微なものは除く。

9 事故等への対応

- (1) 認証者は、認証品の流通や販売、認証品の消費や使用において事故等が発生したときは、一切の責任を負うこと。
- (2) 認証者は、(1)に定める事故等の内容が確認できたときは財団事務局にすみやかに連絡すること。なお財団事務局の指示があったときは、その報告書を提出すること。
- (3) 財団が認証品の苦情等を受け付けたときは、認証書に対してすみやかにその内容を連絡する。認証者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。なお報告書の提出については(2)と同じ。
- (4) 財団理事長は、(1)(3)の事故等の内容を一般に広く知らせる必要がすると認めるときは、財団のホームページでその内容を公表する。なお新聞社及びテレビ局等の報道機関への情報提供も同様とする。
- (5) 財団理事長は、(4)の公表により認証書及びその取引関係先等において経済的な損害その他の不測の損害が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

10 現地調査

- (1) 財団理事長は、このルールの信頼性を高めるために必要があると認めるときは、認証者の事前の承諾を得て、随時、認証品の生産現場などの実態調査を行う。
- (2) (1)の調査は、事業所内での認証品の生産状況や原材料の仕入れ状況など 認証の審査と認証契約に関連するものに限定する。
- (3) 認証者は、この調査にできる限り協力すること。

11 認証の取り消し

- (1) 財団理事長は、認証者が次の①、②に該当するときは、その認証品に係る認証者のすべての認証を取り消す。
 - ① 「四万十川の約束」と「四万十ブランド認証契約書」の定め違反するとき。
 - ② この認証制度の信頼を著しく損なう行為をしたとき。
- (2) 認証の取消しは、その旨を配達記録郵便で認証者に通知して行う。なお配達日を取消日とする。
- (3) (2)により認証を取り消された者（取消通知者）は、次の①から⑤までに定める処理をすみやかに行うこと。なおこの処理が完了したときは財団理事長にその旨を報告すること。
 - ① 認証シールの撤去等（又は認証マークを印刷した包材等の廃棄）
 - ② 認証シール等を貼付した商品の回収
 - ③ 販売先、納入先、取引先等への通知
 - ④ 認証品を広告している全ての表示の削除及び撤去等（店頭、チラシ、パンフレット、ホームページ等）
 - ⑤ その他、認証を誤認される恐れのある全ての表示の削除及び撤去等
- (4) 取消通知者は、取消日の翌日から起算して 2 週間以内に相当の理由を記載した文書を財団理事長に提出して異議の申し立てができる。なお取消日以後は「8 認証契約内容の変更」(1)⑥の認証の辞退はできない。
- (5) 財団理事長は、(4)の文書を受け取ったときは、次のとおり対応する。
 - ① 異議の内容を調査すること。
 - ② ①により審査する必要があると認めるときは、委員長にその旨を通知し、認定委員会での審査を求めること。
 - ③ その必要が認められない場合は、その旨を取消通知者に通知すること。
- (6) 取消通知者は、(5) ②の審査のための認定委員会に出席して、意見を述べることができる。
- (7) 認定委員会は、認証の取消しが(1)のいずれの理由にも該当しないと認める場合は、その決定を取り消し、そのいずれかに該当すると認める場合は、それを追認する。なお委員長は、その結果を財団理事長に通知する。
- (8) 財団理事長は、(7)によりその決定を取消通知者に通知する。なお取り消しが決定した取消通知者（取消者）とその取引関係先等において経済的な損害その他の不測の損害が発生した場合でも、財団理事長と認定委員会は一切の責任及び負担を負わない。
- (9) 取消者は、(8)の決定に対して異議の申し立てはできない。
- (10) 取消者は、(2)の取消日から 2 年間を経過するまで申請できない。

12 環境保全行事への参加

- (1) 財団理事長は、流域内の市町村等関係団体が実施する四万十川の環境保全等の行事の情報を認証者に知らせる。

- (2) 認証者（認証者に雇用された従業員を含む。）は、(1)の行事にできる限り参加すること。
- (3) 認証者は、実績報告書の提出に併せ行事への参加実績を報告すること。

13 認証の更新

- (1) 認証契約の有効期間が残り3か月となった認証者には、その旨を通知する。
- (2) 認証者は、有効期間満了の1ヶ月前までに財団理事長の指定する申請書を提出して、再び審査を受けることができる。

14 認証者協議会の設置

- (1) 財団理事長は、認証制度の維持、会員同士の交流・連携、さらには制度の改善などに向け認証者全員が加入する協議会を設置する。
- (2) 認証者は、必要な経費の一部を負担すること。

15 認定委員会委員等の責務

認定委員会の委員及び財団事務局の職員は、認証申請の審査の際に知り得た認証者の秘密事項を漏らさないこと。

16 その他

- (1) このルールに定める申請書などの様式は、「四万十ブランド認証ルール様式集」に記載する。
- (2) 認定委員会は、このルールを適正に運用するだめ必要と認める場合は、ルールを改定する。

17 制度の開始日

この「四万十ブランド認証ルール」は平成16年5月10日から実施する。
平成27年4月1日 一部改正。
平成29年1月12日 一部改正。